

## 回答の前にお読みください

御回答いただく内容は、下請代金法違反行為を発見するための大変貴重な情報となります。このため、中小企業庁は情報の取扱いには細心の注意を払っています。親事業者に対し実際に調査を行う場合には、情報源が親事業者に決して知られることのないよう十分に注意して行っておりますので、安心してありのままの事実を回答してください。

(1) 調査対象期間（平成29年1月から平成29年12月まで）に発注（委託）を受けた下請取引の状況について回答してください。

(2) 回答選択肢の中に該当するものが複数ある場合には、**該当する記号のすべてに○印を付けてください。**

なお、親事業者からの受託内容によっては、回答の必要がない設問も含まれています。

(3) 後日、御回答いただいた内容について、中小企業庁及び経済産業局等の担当者が照会する場合があります。回答作成担当者は、**設問の冊子及び作成した回答用紙の写しを必ず保管してください。**

(4) 中小企業庁における下請代金法の指導状況

中小企業庁は、平成28年度において、今回のような定期書面調査等を情報源として、違反のおそれが確認された親事業者7,872社に対して指導を行いました。

違反が認められた親事業者のうち296社に対しては、減額した下請代金、支払遅延に係る遅延利息等について、合計で約230百万円の返還を指導しました。

違反の内容としては、実体規定関係の禁止行為の違反として「支払代金の支払遅延」、「下請代金の減額」が、また、手続規定関係の義務違反として発注時の書面の不備や未交付が多く見られ、これら禁止行為や義務違反に対し、指導を行いました。

また、下請代金法の違反行為が今後生じることのないよう、これらの親事業者に対して、社内における体制整備など再発防止についての指導を行いました。

※更に詳しい情報は、中小企業庁HPの「経営サポート「取引・官公需支援」」を御覧ください。

U R L : <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>